



福島医発第1107号(地)
平成22年 8月20日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

「平成22年7月中国地方豪雨」による被災に
関する診療報酬の請求等の取扱い等について

「平成22年7月中国地方豪雨」による被災者の被保険者証等の提示等や公費負担医療の取扱いについては、平成22年8月12日付け福島医発第1054号(地)及び8月20日付け福島医発第1106号(地)にてご連絡申し上げたところでございます。

今般、「平成22年7月中国地方集中豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い及び公費負担医療の請求等の取扱いについて、別紙1～3のとおり、厚生労働省及び環境省等の関係機関より通知が発出された旨、日本医師会より別添のとおり連絡が参りましたのでお知らせいたします。

厚生労働省保険局医療課(別紙1)より、被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等、レセプト電子処理システムの取扱い、診療報酬支払の対象について示され、厚生労働省健康局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局(別紙2)及び環境省総合環境政策局等の担当部署(別紙3)からは、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求について、各公費負担医療制度別に具体的な取扱いが示されておりますので、詳細につきましては別紙資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

また、「平成22年7月中国地方豪雨」による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者(被扶養者を含む)、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料(税)の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別紙4～6のとおり、厚生労働省保険局保険課(別紙4)、国民健康保険課(別紙5)及び高齢者医療課(別紙6)より通知が発出されておりますので併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了解頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 94)

平成 22 年 8 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災に関する
診療報酬の請求等の取扱い等について

「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災者の被保険者証等の提示等や公費負担医療の取扱いについては、平成 22 年 8 月 4 日付（保 87）及び 8 月 6 日付（保 89）によりご連絡申し上げているところであります。

今般、「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い及び公費負担医療の請求等の取扱いについて、別添（添付資料 1～3）のとおり、厚生労働省及び環境省等の関係機関より通知されましたのでご連絡申し上げます。

厚生労働省保険局医療課より、被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等、レセプト電子処理システムの取扱い、診療報酬支払の対象について示され、厚生労働省健康局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局及び環境省総合環境政策局等の担当部署からは、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求について、各公費負担医療制度別に具体的な取扱いが示されておりますので、詳細につきましては添付資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

また、「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別添（添付資料 4～6）のとおり、厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課及び高齢者医療課より通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

<添付資料>

1. 「平成22年7月中国地方豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の取扱いについて
(平22.8.6 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
2. 「平成22年7月中国地方豪雨」による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて
(平22.8.6 事務連絡 厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課
雇用均等・児童家庭局母子保健課
社会・援護局保護課・援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)
3. 「平成22年7月中国地方豪雨」による被災者の「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて
(平22.8.6 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室
独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部)
4. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について
(平22.8.3 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
5. 大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて
(平22.7.28 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)
6. 大雨による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて
(平22.7.23 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)

別 紙 1

事 務 連 絡
平成22年8月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「平成22年7月中国地方豪雨」による被災に関する 診療報酬の請求等の取扱いについて

「平成22年7月中国地方豪雨」による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくをお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

- (1) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

なお、請求において、住所により国民健康保険の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に、事業所により被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、年齢等により後期高齢者医療の被保険者であると確認した者に係るものについては国保連に請求するものとする。

- ① 保険医療機関においては、受診の際に確認した事業所等に問い合わせることのほか、過去の診療経緯、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を特定すること。

- ② 保険者等を特定した場合にあっては、当該保険者等に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証又は被保険者手帳の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤字で「不詳」と記載すること。

- ③ 上記①の方法により保険者等を特定できないものにあっては、住所又は事業所名及び連絡先（確認している場合）について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書については、国保連分、支払基金分それぞれについて別に束ねて請求するものとする。

- ④ 健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤字で「災1」と記載するとともに、双方の明細書を2枚1組にし、別に束ねて提出すること。

ただし、減免措置に係る診療等とそれ以外の診療等を区分するのが困難な明細書については、赤字で「災2」と記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成22年8月3日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成22年7月28日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）
- ・大雨による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成22年7月23日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

- ⑤ 保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分については当該不明分につき診療報酬請求書を作成することにより、支払基金分については診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示することにより、一括して所定事項を記載すること。

- (2) 被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、(1)の④の方法により行うものとする。

- (3) 調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせを行うこと等により、保険者の確認を行うこととし、8月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る明細書等については、紙レセプトにより請求すること。

また、DPCレセプトのコーディングデータについては、通常どおり、オンライン又は電子媒体により審査支払機関に提出すること。

3 診療報酬支払の対象について

診療報酬支払の対象については、別紙を参考とされたいこと。

(別紙)

1 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合

被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で保険診療を行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する保険医療機関から診療報酬の請求が行われることとなる。

2 保険医療機関から避難所等に赴いて診療を行った場合

「患家の求めに応じて患家に赴き診察を行った場合」には往診料を算定できることとなり、求めに応じたものであれば算定できる。

ただし、2人目以降については往診料は算定されず初再診料の算定となる。

また、在宅患者訪問診療料についても、「在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難」な場合に算定できるが、避難所等にある程度継続して居住している場合には、「在宅」に該当し在宅患者訪問診療料1を算定できる。

3 1及び2で整理されたもの以外で取扱いに疑義が生じたものについては、個々の事例によって対応する。

別 紙 2

事 務 連 絡

平成22年8月6日

各都道府県民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

「平成22年中国地方豪雨」による被災者の
公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、別添のとおり広島県及び山口県に連絡したところであるのでご承知の上、関係者へ周知方お願いします。

(別 添)

事 務 連 絡

平成22年8月6日

広島県

民生・衛生主管部（局）御中

山口県

厚生労働省健康局

総 務 課

疾 病 対 策 課

結 核 感 染 症 課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母 子 保 健 課

厚生労働省社会・援護局

保 護 課

援 護 企 画 課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精 神 ・ 障 害 保 健 課

「平成22年7月中国地方豪雨」による被災者の
公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、同日付で、保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、別紙の方法によらねたいこと。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ① 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」(法第10条関係)若しくは「一般疾病医療」(法第18条関係)であったかを特定すること。
- ② ①により特定ができた場合は、診療報酬明細書(以下「明細書」という。)の記入に当たっては、公費負担者番号(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。
ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。
- ③ どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で「原 爆」と表示するとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課(電話番号082-513-3115)に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(4) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(5) 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」）を付すと同時に、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(6) 児童福祉法

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を付すと同時に、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

- ② 医療機関等は、児童福祉法第21条の5の小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付「52」）を付すと同時に、氏名欄の余白に住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(7) 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すと同時に、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要がないこと。

(8) 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すと同時に、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はないこと。

(9) 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を併せて記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

(11) 障害者自立支援法

医療機関等は、障害者自立支援法第5条第18項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（障害者自立支援法による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては、住所を記載する必要はないこと。

事 務 連 絡
平成 22 年 8 月 6 日

広 島 県

衛生主管部（局）御中

山 口 県

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

「平成 22 年 7 月中国地方豪雨」による被災者の「石綿による健康被害
の救済に関する法律」に係る公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、
医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととするので、貴管下関係
機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、同日付で、厚生労働省保険局医療課
より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象者であるとの申し出により、同手帳
の提示を受けずに取扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認
定疾病にかかる医療「6 6 1 4 1 0 1 1」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所
を記載し、審査支払機関に請求すること。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合において
は住所を記載する必要がないこと。

事 務 連 絡
平成 22 年 8 月 3 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等 及び健康保険料の取扱い等について

標記については、平成 22 年 7 月 12 日から 16 日までの局地的大雨による被災状況等にかんがみ、当該災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等並びに被災事業所等に係る健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知することとしましたので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の大雨に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
今般の大雨により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
今般の大雨により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添参照）。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記 3 について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

【別添】

事務連絡
平成22年8月3日

中国四国厚生局医療課
広島県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
山口県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

大雨による被災者に係る被保険者証等の提示等について

平成22年7月12日から16日までの局地的大雨による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、中国四国厚生局におかれては、広島県内及び山口県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成16年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、広島県、山口県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線3172）
FAX:03-3508-2746

事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 28 日

広島県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
山口県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

大雨により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記については、平成 22 年 7 月 12 日から 16 日にかけての局地的大雨による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等について、下記内容につきあらためて関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計られたい。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条、第 77 条及び第 81 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条、第 20 条の 5 の 2 及び第 717 条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条第 1 号又は第 3 号に基づき、特別調整交付金が交付されること。
（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和 42 年 6 月 30 日付け保発第 24 号）を参照。）
- 3 国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭

和 3 3 年厚生省令第 5 3 号) 第 3 2 条の 2 6 第 5 号及び地方税法施行規則
(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号) 第 2 4 条の 3 4 第 2 号の規定に基づき、
普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

- 4 一部負担金及び国民健康保険料(税)の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

別 紙 6

事 務 連 絡

平成22年7月23日

広島県後期高齢者医療主管課（部）
山口県後期高齢者医療主管課（部）
広島県後期高齢者医療広域連合事務局
山口県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

大雨による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年7月12日から16日にかけての局地的大雨による被災状況等にかんがみ、当該災害により被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容についてあらためて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、都道府県におかれましては、管内の市町村への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

- 1 後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成20年3月24日保総発第0324005号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、当該災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合又は市町村の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第106条第6号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。
- 3 被保険者等に対し、上記1及び2についての周知徹底に努めること。
- 4 上記1による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第1号又は第2号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。